精神障害者保健福祉手帳に基づく優遇制度措置一覧

手帳をお持ちの方は、様々な支援策が受けられます。

1. 税制上の優遇措置が受けられます。

手帳をお持ちの精神障害者の方については、その障害等級に応じて所得税などの税制 上の優遇措置を受けることができます。所得税、住民税、利子などの非課税、相続税、 贈与税、自動車税などが対象になります。

*詳しくは税務署・市町村役場・自動車税事務所・金融機関・証券会社などの担当窓口 にお問い合わせください。

2. 生活保護を受給している方の障害者加算

生活保護を受給している方の障害者加算は、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は、精神障害者保健福祉手帳(1級または2級の手帳で交付年月日または更新年月日が障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過している場合に限ります。)により行われます。

- 3. 市町村において様々な福祉サービスが受けられます。
 - ○公共施設利用料の減免○公営バス、タクシー運賃等の助成○通院交通費の助成など
 - *お住いの市町村によって、実施されている福祉サービスは異なります
 - *詳しくは市町村の担当窓口にお問い合わせください

4. NTT 1 0 4 無料電話番号案内(ふれあい案内)

NTT 1 0 4 番号案内を無料で利用することができます。

申し込みは「NTT 西日本ふれあい案内担当」までご連絡ください。

5. 携帯電話の使用料等の割引

割引内容については、携帯電話会社にお問い合わせください。

6. 駐車禁止除外指定車標章の交付

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級1級の方に駐車禁止除外指定車標章が交付されます。詳しくは住所地を管轄する警察署で確認してください。

7. 映画館の入場料の割引

割引内容については、各映画館にお問い合わせください。

8. 公共交通機関

奈良交通・エヌシーバス

写真添付の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、運賃が半額になります。詳しくは、奈良交通、エヌシーバスにお問い合わせください。

近畿日本鉄道株式会社

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした運賃割引があります。

101キロ以上旅行のときに限り割引等。詳しくは、近畿日本鉄道株式会社にお問い合わせください。

9. 県内行政機関の主な制度

奈良県の公共施設等で利用料等が減免される主な施設は次のとおりです。

- ○奈良国立博物館○奈良文化財研究所飛鳥資料館○県立美術館○若草山○県立図書情報館○吉城園(県立庭園)○奈良県文化会館○奈良春日野国際フォーラム○奈良労働会館○中和労働会館○産業会館○県立民像博物館○県立橿原考古学研究所附属博物館○県立万葉文化館○橿原公苑○スイムピアなら○県営住宅自動車駐車場
- *利用料等の減免内容など詳しくは各施設にお問い合わせください。